

死者の個人情報に対する開示等請求について

1 本県における取扱い

個人情報保護条例上、死者の個人情報は保護の対象とされ、死者の個人情報が開示請求者自身の個人情報であると考えられる場合には、開示等の請求が認められると解釈している（条例の趣旨及び解釈）が、開示請求者の範囲について具体的な取扱基準は定められていない。

このため、死者の個人情報について親族や相続人から開示を求められた場合に、適切な対応ができるよう取扱いの基準を定める必要がある。

[県立病院における取扱い]

「山形県立病院における診療情報の提供に関する指針」（平成16年7月施行）に基づき、患者本人が死亡した場合には、次の者が診療情報の提供を申し出ることができる。

死亡した患者の配偶者、2親等以内の血族又は実質的に患者の世話をしていたと病院の長が認める者

2 国における取扱い

国の行政機関が保有する個人情報の取扱いについて規定している「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っている。

死者に関する情報については、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象としている。

（例： 死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもある。）

3 他県における取扱い

(1) 死者を保護の対象としている都道府県・・・31

(2) 取扱基準を定めている都道府県・・・24

（死者を保護の対象としていない都道府県5県を含む。）

(3) 取扱基準の内容 [死者の個人情報に対する開示請求者]

① 死者である被相続人から承継した財産、損害賠償請求権等に関する情報の請求者・・・17

- ② 死亡した未成年者（又は成年被後見人）の法定代理人・・・14
（①+②・・・12）
- ③ 一定の親族（配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹等）・・・7

4 基準の考え方

(1) 開示請求者の範囲

【第1案】・・・情報の種類を限定（①、②）+法定代理人（③）

《請求者自身の個人情報でもあると考えられるもの》

- ① 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報（不法行為による損害賠償請求権及び慰謝料請求権を含む。）
- ② 相続以外の死者の死に起因する請求者が取得した権利義務に関する情報（近親者固有の慰謝料請求権など）

《社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある情報》

- ③ 死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報であってそれらの者の法定代理人

【第2案】・・・請求者を限定し、情報の種類を問わない

死者の配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
・ 優先順位が必要か、同居の親族まで含めるか

(2) 開示請求であることを証明する書類

【第1案】の場合・・・登記簿謄本、戸籍謄本又は審判書謄本（未成年者の法定代理人）、成年後見に係る登記事項証明書

【第2案】の場合・・・戸籍謄本又は除籍謄本

参 考

- 本県で死者の個人情報の開示請求を認めた事案
 - ・ 死亡した親の用地交渉に関する記録
- 今後、想定される死者の個人情報開示請求の事案
 - ・ 相続した土地についての境界確定の記録
 - ・ 費用の滞納に関する記録
 - ・ 学校等における生徒等の相談記録
 - ・ 未成年者である子どもの死亡に関して作成された事故報告書

※ いかなる場合でも情報の開示が認められるわけではなく、不開示情報が含まれているときは開示できない。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者及び病院事業管理者をいう。
- (3) 実施機関の職員 実施機関及びその委員並びに実施機関の附属機関の構成員及び事務部局（教育委員会にあつては、学校その他の教育機関を含む。）の職員（副知事及び出納長を含む。）をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの
 - ロ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

[趣旨]

本条は、本条例における基本的な用語を定義したものである。

[解釈]

1 第1号「個人情報」

- (1) 本号は、本条例の対象となる「個人情報」の範囲を定めたものである。
- (2) 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、本籍・国籍はもちろん、①健康・病歴、障害、身体状況等個人の心身の状況に関する情報、②家族状況、親族関係、婚姻等個人の家庭生活に関する情報、③職業・職歴、学業・学歴、資格、成績・評価等個人の社会生活に関する情報、④資産状況、収入状況、納税状況、公的支援状況等個人の財産の状況に関する情報、⑤思想・信条、信教等個人の内心に関する情報等、個人に関するすべての情報をいう。
- (3) 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別される場合はもちろん、当該情報のみでは識別できなくても、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性がある情報をいう。

例えば、当該情報のみでは本人を識別できないが、一定の条件で検索して番号を抽出し、その結果を番号別の氏名ファイルと照合することで容易に本人を確認できる場合等が該当する。

また、氏名不詳の情報であっても、特定の関係者にとっては誰のことであるか容易に確認できる場合（例えば、匿名の直筆投書で、その内容から容易に特定の個人が識別され得る場合）には、これも特定の個人が識別され得る個人情報として保護する必要性がある。
- (4) 「法人」とは、営利法人、公益法人その他法人格を有するすべての団体をいい、「その他の団体」とは、自治会、消費者団体、青年団、PTA等、法人格はないが、団体の規約及び代表者が定められている権利能力なき社団等をいう。
- (5) 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）が県に提出する申請書や届出書等、法人等として作成した文書等に含まれる当該法人等に関する情報のほか、県が法人等に関する記録として作成した文書等に含まれる当該法人等に関する情報

をいう。

(6) 「役員」とは、法人等において、その業務の遂行、業務の監査等の権限を有するものをいう。民法第34条の法人における理事及び監事、株式会社における取締役及び監査役、特別の法律に基づき設立されている法人における総裁、副総裁、理事長、理事、社長及び監事のほか、団体における代表者、管理人等がこれに該当する。

(7) 「法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」は、本条例の対象とする「個人情報」から除くこととしている。

法人等に関する情報の中には、役員の氏名、住所等の個人に関する情報が含まれることがある。しかし、役員は、法人等それ自体に代わって行為を行う機関であり、この場合における当該役員に関する情報は、当該法人等そのものの情報の一部と考えられることから、本条例の対象から除くこととしたものである。

したがって、申請書の申請者欄に記載されている役員の役職、氏名や会議等で役員として当該法人等を代表して発言した内容等は、法人等の役員に関する情報に該当するが、企業横断的に整理した企業役員の一覧表等は、その性格が法人等の機関として作成された情報ではないので、法人等の役員に関する情報には該当せず、本条例の対象とする「個人情報」に含まれる。

(8) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、個人事業主の場合、ある情報が事業に関する情報かそれ以外の個人に関する情報かを必ずしも明確に区分することは困難である。

このため、当該情報については、社会経済活動を含めた個人の権利利益を保護するという観点から、本条例の対象とする「個人情報」に含めて取り扱うこととしている。

(9) 本号の「個人」は、生存している個人に限定されず、よって死者に関する情報も本条例の対象とする「個人情報」として保護されることとなる。これは、死者にプライバシーが認められるかは別として、死者にも人格権的利益は一定の範囲で法律上保護すべきものとされており(例えば、死者の名誉棄損(刑法第230条第2項)、著作者の死後における人格的利益の保護のための措置(著作権法第116条)、個人情報の主体が死者かどうかを確認することが必ずしも容易でないことによるものである。

なお、死者は、自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利主体にはなり得ないが、死者の個人情報が開示請求者自身の個人情報であると考えられる場合には、開示、訂正及び利用停止の請求が認められることになる。

2 第2号「実施機関」

本号は、本条例により個人情報保護制度を実施する県の機関を定めたものである。各実施機関は、本条例に基づく事務を自らの判断と責任において管理し、執行する義務を負うものである。

3 第3号「実施機関の職員」

本号は、実施機関の職員の範囲について明確にしたものであり、各実施機関の事務部局の職員のほか、附属機関の構成員や県立学校の教員、副知事や出納長等も含まれることを定めたものである。

4 第4号「本人」

(1) 本号は、本条例に規定する個人情報の収集、利用及び提供、開示請求、訂正請求、利用停止請求、是正の申出等において、個人情報を取り扱う上で権利利益の保護を図るべき対象としての本人の定義を定めたものである。

(2) 「本人」とは、氏名、生年月日等の個人情報から識別できる特定の個人と同一人であると認定できる者をいう。

5 第5号「公文書」

(1) 本号は、個人情報の記録媒体としての公文書の範囲を定めたものである。

第2節 個人情報の開示等

第11条 個人情報の開示請求

(個人情報の開示請求)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、個人情報を取り扱う事務(第4条第4項第1号に規定する事務を除く。)に係る公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を、当該公文書を保有する実施機関(議会にあっては、議長。以下この章(次条第1項第3号口及び第8号を除く。))において同じ。)に対し、請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 3 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。
 - (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) その他規則で定める事項
- 4 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 5 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第1項関係

[趣旨]

本項は、何人も、自己を本人とする個人情報の開示を請求する権利を有することを定めたものである。自己の情報がどこに存在し、どう取り扱われているのか、その記録が正確かどうかなどが知らされていないことに伴う不安感に適切に対応するために、条例上の権利として創設したものである。

[解釈]

- 1 「何人も」とは、県民に限らず外国人を含むすべての自然人である。

県は、県行政の執行上、県民以外の者についてもその個人情報を保有しており、個人情報に係る個人の権利利益の保護の必要性は、すべての自然人に認められるからである。
- 2 「個人情報を取り扱う事務」とは、第4条第1項における解釈と同義であり、第4条に基づく個人情報取扱事務登録簿の作成の有無にかかわらず、個人情報を取り扱う事務のすべてをいう。
- 3 「(第4条第4項第1号に規定する事務を除く。)」とは、個人情報を取り扱う事務のうち、第4条第4項第1号に規定する事務(県職員等又は県職員等であった者に関する事務)については、開示請求の対象から除外する趣旨である。
- 4 本条例において開示請求の対象となる個人情報は、「公文書に記録されている・・・個人情報」である。

条例の施行日以降に作成又は取得した公文書に限らず、施行日前に作成又は取得した公文書であっても、現に実施機関が保有しているものは、開示請求の対象になる。
- 5 「自己を本人とする個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の個人情報をいう。

開示請求をすることができる情報は、自己を本人とする情報のみであり、自己以外の者の個人情報については、たとえ配偶者や家族の情報であっても請求することができない。
- 6 「請求することができる」とは、開示請求が権利であることを明らかにしたものである。

なお、このことにより、本人から開示の求めがあった場合に、実施機関が任意にこれに応じること（情報提供）を制限するものではない。この場合、本人であることの確認は、本条例に基づく開示、訂正又は利用停止請求の場合と同様に厳格に行う必要がある。

第2項関係

[趣旨]

本項は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わってその個人情報の開示を請求することができることを定めたものである。

[解釈]

1 開示請求は、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、また、広く代理請求を認めることは、本人の保護に欠けるおそれがある。

しかし、未成年者や成年被後見人のように本人が自ら開示請求をすることが困難な者もあることから、これらの法定代理人に限って、本項を根拠として創設的に代理請求を認めるものである。

- 2 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満20年に達しない者をいう（民法第3条）。
- 3 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- 4 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。

未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者（民法第818条等）、第二次的には未成年後見人（民法第839条等）である。成年被後見人の法定代理人は、成年後見人（民法第843条等）である。

なお、民法上の代理権を行使するものではないため、未成年者の法定代理人の場合、父母による共同行使の必要はなく、それぞれ単独で請求権を行使できる。

5 「本人に代わって」とは、開示請求権を本人が行使していない場合に法定代理人が本人に代わって行使できるという趣旨ではなく、既に本人が開示請求をしている場合であっても、法定代理人自身の名をもって開示請求権を行使できるという趣旨である。

なお、法定代理人に開示することにより、本人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときは、第12条第1項第2号に該当し、不開示となる。

- 6 未成年者であっても、自ら開示請求をすることができる意思能力を有すると認められる場合には、未成年者自らによる開示請求を妨げるものではない。
- 7 法定代理人が開示請求をした後、開示を受ける前に法定代理人としての資格を喪失したときは、開示することができない。

第3項関係

[趣旨]

本項は、開示請求は、所定の事項を記載した書面により行うべきことを定めたものである。

[解釈]

- 1 第2号の「開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項」とは、事務の名称・内容、開示を求める具体的な内容等、当該個人情報が記録された公文書を特定し、その中の当該個人情報の部分を特定するために必要な事項をいう。
- 2 第3号の「その他規則で定める事項」とは、規則第4条第2項に規定する事項をいう。

第4項関係

[趣旨]

本項は、開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定

代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならないことを定めたものである。

[解釈]

- 1 個人情報の開示は、個人情報の本人又はその法定代理人に対してのみ行われるものであるため、本人等の確認は厳格に行う必要がある。
- 2 「規則で定めるもの」とは、規則第5条に規定する書類をいう。具体的には、本人であることを証明する書類としては、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等があり、法定代理人の資格を証明する書類としては、戸籍謄本等がある。

第5項関係

[趣旨]

本項は、開示請求書に形式上の不備がある場合に、実施機関がその補正を求めることができること及び実施機関は適切な開示請求が行われるよう情報提供に努めなければならないことを定めたものである。

[解釈]

- 1 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、必要事項の記載に漏れがある場合（記載内容が不鮮明又は不明瞭な場合等を含む。）や「開示を請求する公文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があって開示請求に係る公文書の特定ができない場合等をいう。
- 2 開示請求書の補正に関する規定については、開示請求書に形式上の不備があったからといって受理しない取扱いとはせず、開示請求者の意思を尊重し、開示請求者と実施機関が互いに協力して請求書の補正を行って、開示請求者の意図に沿った公文書の開示が行われるようにする趣旨から設けているものである。

山形県立病院における診療情報の提供に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、病院（山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）第3章に規定する機関の組織をいう。以下同じ。）において、インフォームドコンセントの理念に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者と患者等とが診療情報を共有することによって、より質の高い医療を提供し、県民の信頼に応えるため、診療情報の提供を行なう統一的な基準及び事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療情報 診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について医療従事者が知り得た情報
- (2) 診療録 医師法第24条及び歯科医師法第23条所定の文書
- (3) 診療記録 診療情報が紙等の媒体に患者ごとに記載されたものであり、医療従事者が作成又は取得した業務記録（診療録、看護記録、処方せん、検査記録、エックス線写真等）

(提供する診療情報)

第3 提供する診療情報は、診療記録に記載されたもののうち、患者の診療を目的として医療従事者が作成又は取得したものとする。

(提供を申し出ることができる者)

第4 診療情報の提供を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 患者本人
- (2) 患者の法定代理人（ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人に限ることができる。）
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族
- (5) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族
- (6) 患者本人が死亡した場合、その配偶者、2親等以内の血族又は実質的に患者の世話をしていたと病院の長が認める者

(提供の手続き)

第5 診療情報の提供の手続きは、次のとおりとする。ただし、日常の診療活動における診療情報の説明において、診療記録の提供を行なう場合などは、この手続きを省略できるものとする。

(1) 申し出方法

診療情報の提供を申し出る者（以下「申出者」という。）は、「診療情報提供申出書（様式第1号）」を病院の長へ提出しなければならない。

(2) 提供可否の決定

診療情報の提供の申し出があった場合は、診療情報提供委員会において、提供の可否を審議し、病院の長が決定する。

(3) 病院の長は申し出のあった日から30日以内に、提供の可否を決定し「診療情報提供回答書（様式第2号）」により申出者に通知するものとする。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由により規定の期間内に決定できない時は、30日を限度として、これを延長することができる。この場合は、速やかに、延長の理由を申出者に通知するものとする。

(4) 提供方法

診療情報の提供は、閲覧及び口頭による説明を原則とし、病院が指定する場所で、職員の立会いのもとに行う。その際、関係者は必要に応じて立ち会い、説明するものとする。

なお、申し出がある場合、診療記録の写しを交付することができるものとする。

(5) 院外持ち出しの禁止

申出者が、病院の保有する診療記録を病院外へ持ち出すことを禁止する。

(6) 秘密保持

個人情報の秘密保持の観点から、申出者が自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起する。

(診療情報の全部又は一部を提供しないことができる場合)

第6 診療情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療情報の全部又は一部を提供しないことができる。

- (1) 患者本人に対しての治療効果等への悪影響が認められる場合
- (2) 患者本人又は家族等第三者の正当な利益が害されると認められる場合
- (3) 患者本人以外の個人情報
- (4) 第三者から得た情報であって、第三者の同意が得られない場合
- (5) 前4号のほか、診療情報の提供を不相当とする相当な事由が存する場合

(診療情報提供委員会の設置)

第7 病院には診療情報提供委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、病院における診療情報の提供に関する具体的な方策等を定める。
- 3 委員会は、診療情報の提供の可否を審議する。
- 4 委員会の運営に関し、必要な事項等は別に定めることとする。

(費用の徴収)

第8 閲覧及び口頭による説明の場合の費用は徴収しない。ただし、写しの交付については、山形県立病院料金条例に基づき、交付に要する費用を徴収することができる。

(その他)

第9 この指針の運用に当たっては、個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）の趣旨を尊重し、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図ることに充分留意するものとする。

附 則

この指針は、平成16年7月1日から施行する。

死者の個人情報の取扱い

	基準	取扱いの考え方	根拠規定	備考
北海道	○	① 死者である被相続人から相続した財産に関する情報における相続人 ② 相続以外の死者の死に起因する請求者が取得した権利義務に関する情報 ③ 死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報であって法定代理人	運用解釈	[課題] 相続が未確定の場合の対応
青森県		個別事案ごとに判断		
岩手県	○	死者の配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族	条例	
秋田県	○	① 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、子 ② ①がない場合は、父母 ③ ①及び②がない場合は、祖父母、孫、兄弟姉妹（本人が生存していたならば請求者に知られたくないと望むことが正当と認められる情報は非開示）	条例	
宮城県	○	① 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、子 ② ①がない場合は、血族である父母 ③ ①及び②がない場合は、血族である祖父母、孫、兄弟姉妹	条例	
福島県	○	① 請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 ② 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	事務取扱要綱	
新潟県		個別案件ごとに判断	審査会の答申	
茨城県		個別案件ごとに判断		
栃木県	○	請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報	運用解釈	
群馬県	○	① 相続以外の原因により開示請求者が取得した権利義務に関する情報 ② 死亡した時点で未成年者であった自分の子に関する情報	運用解釈	
埼玉県	○	① 死亡した時点で未成年者であった自分の子に関する情報 ② 自分の個人情報と密接不可分な情報	運用解釈	
千葉県				
東京都	○	① 請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 ② 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	運用解釈	

神奈川県		個別案件ごとに判断（相続財産に関する情報）	運用解釈	
富山県	○	① 配偶者（事実上の婚姻関係を含む） ② 子及び父母 ③ ①及び②がない場合は、2親等の血族又は1親等の姻族	条例	
石川県	○	① 請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 ② 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	運用解釈	
福井県	○	請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報	運用解釈 事務取扱要綱	
山梨県	○	① 請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 ② 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	運用解釈	
長野県				
岐阜県				
静岡県				情報提供で対応
愛知県				
三重県	○	① 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、2親等内の血族 ② 相続人（相続により取得した権利義務に関する情報）	条例	
滋賀県		個別案件ごとに判断（配偶者、子、父母等の遺族は請求者とみる）		
京都府		個別案件ごとに判断（目的外提供）	審議会へ 諮問	
大阪府		個別案件ごとに判断（目的外提供）	審議会へ 諮問	
兵庫県				
奈良県				
和歌山県	○	① 請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 ② 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	運用解釈 事務取扱要綱	
鳥取県	○	① 請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 ② 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	運用解釈	
島根県	○	① 請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報	運用解釈	

		② 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報		
岡山県	○	① 請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報 ② 死亡した時点で未成年者であった子に関する情報	事務取扱要綱	
広島県		個別案件ごとに判断（一定の遺族）		
山口県				
徳島県	○	請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報	運用解釈	
香川県	○	① 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、二親等以内の血族 ② ①がない場合、三親等以内の親族	条例	
愛媛県	○	① 相続した財産・損害賠償請求権等に関する情報 ② 死亡した時点で未成年であった自分の子に関する情報	事務取扱要領	
高知県	○	① 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、2親等以内の血族 ② 死亡した未成年者、成年被後見人の法定代理人	条例・規則	
福岡県		個別案件ごとに判断（相続した財産に関する情報、死亡した未成年者・成年被後見人の法定代理人）	運用（明文なし）	
佐賀県				
長崎県				
熊本県		個別案件ごとに判断		
大分県	○	請求者が死者である被相続人から承継した財産・損害賠償請求権等に関する情報	運用解釈 事務取扱要綱	
宮崎県	○	① 相続した財産・損害賠償請求権等に関する情報 ② 死亡した時点で未成年であった自分の子に関する情報	事務取扱要綱	
鹿児島県		個別案件ごとに判断（例示：相続財産、未成年の子）	事務取扱要綱	
沖縄県				
計	24	1 相続財産・損害賠償請求権等に関する権利者 17 2 未成年であった子等の法定代理人 14 3 親族 7	条例化 7	

死者に関する情報に係る開示請求の取扱いについて

〔平成12年2月16日付け北海道知事あて
北海道個人情報保護審査会答申第8号〕

平成12年2月1日付け文書第2338号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第14条第1項に基づき、請求者が死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示請求をすることができる場合及びこれを確認するために必要な書類については、次のとおりとすることが適当である。

- I 死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示請求をすることができる場合
- 1 請求者の自己に関する個人情報でもありとされる場合
 - (1) 死者である被相続人から相続した財産（不法行為による損害賠償請求権等を含む。以下同じ。）に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合
 - (2) 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報であって、当該権利義務を取得した者が当該情報を開示請求する場合
 - 2 社会通念上、請求者自身の個人情報と同視することができる場合

死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報であって、これらの者の生前における法定代理人が当該情報を開示請求する場合

II Iにより開示請求をすることができる場合の確認のために必要な書類

- 1 Iの1の(1)の場合
 - (1) 死者の相続した財産が請求者に帰属していることを確認できる次のいずれかの書類
 - ア 不動産登記書、契約書など当該財産が請求者に帰属することを証明する書類
 - イ 遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）
 - ウ 遺産分割協議書
 - エ その他請求者が当該財産を相続したことを証明する書類
 - (2) 請求者が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類
 - ア 請求者が相続人であることが分かる戸籍謄本
 - イ その他の請求者が相続人であることを証明する書類
- 2 Iの1の(2)の場合
 - (1) 請求者が死者の死に起因して相続以外の原因により権利義務を取得したことを確認できる次のいずれかの書類
 - ア 遺贈により請求者が取得した権利義務であることを証明する遺言書
 - イ その他請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類
 - (2) 請求内容が当該権利義務に係るものであることを確認できる書類

請求内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類
- 3 Iの2の場合

次のいずれかの書類

 - (1) 戸籍謄本
 - (2) その他死亡した未成年者又は成年被後見人の法定代理人であったことを証明する書類

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第10条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、個人情報取扱事務に係る自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前項に規定する開示の請求をすることができる。

3 死者に関する個人情報については、前2項の規定にかかわらず、当該死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族は、第1項に規定する開示の請求をすることができる。

【趣旨】

1 自己に関する個人情報の存在やその内容を知ることが、個人情報の取扱いに対する不安を解消し、個人の権利利益の侵害を未然に防止するための前提となるものである。

本条は、何人も、自己に関する個人情報の開示を請求することができることを明らかにするものであり、個人の権利利益を確実に保護するため、条例上の権利として創設したものである。

2 本人は自己の個人情報の開示を請求することができることのほか、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって個人情報の開示を請求することができること、個人情報の本人が既に死亡している場合には、本人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族は、当該死者の個人情報の開示を請求することができることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「何人も」とは、県民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。

(2) 開示請求の対象とする個人情報は、第3条第1項に規定する「個人情報取扱事務」に係る自己に関する個人情報に限定されるものであり、具体的には同条同項の登録簿に登録された事務に係る個人情報が請求の対象となる。

なお、第3条第3項に規定する「実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務」及び「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務(実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合に限る。)」に係る個人情報については、登録簿の作成は要しないものの開示請求の対象にはなるものである(ただし、第69条で適用除外となる個人情報は開示請求の対象とはならない。)

(3) 「自己に関する個人情報」とは、開示請求者の氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により識別することができる開示請求者本人の個人情報をいう。

- (4) 本項は、開示請求を具体的な権利として創設することを明らかにしたものであるが、このことによって、実施機関が本人との信頼関係に基づき個人情報に任意に提供することを制限するものではない。

2 第2項関係

- (1) 開示請求は、本人からの請求により、当該本人に開示する制度であるので、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、また、広く代理請求を認めることは、本人の保護に欠けるおそれがある。

しかし、未成年者や成年被後見人のように本人自らが開示請求をすることが困難な者もあることから、これらの法定代理人に限って、本項を根拠として創設的に代理請求を認めるものである。

したがって、本人の任意代理人が本人に代わって開示請求をすることは認められないし、被保佐人又は被補助人の法定代理人（保佐人又は補助人）が本人に代わって開示請求をすることも認められない。

- (2) 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満20年に達しない者をいう。また、「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。

「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。未成年者の法定代理人は、第1次的には親権者（民法第818条）、第2次的には未成年後見人（民法第839条）であり、成年被後見人の法定代理人は、成年後見人（民法第843条）である。

なお、本項による開示請求は、民法上の代理権を行使するものではないため、未成年者の法定代理人の場合、父母による共同行使の必要はなく、それぞれ単独で開示請求をすることができるものである。

- (3) 「未成年者又は成年被後見人に代わって」とは、本項は、法定代理人に未成年者又は成年被後見人の個人情報の開示を求める独自の開示請求権を認めたものではなく、本人（未成年者又は成年被後見人）の開示請求権を本人に代わって行使する代理請求を認めたものであるという趣旨である。

なお、法定代理人は本人の利益を保護するため本人の利益に沿った請求権の行使が求められる。

- (4) 本項は、未成年者であっても、自ら開示請求をすることができる意思能力を有すると認められる場合には、未成年者自らによる開示請求を妨げるものではない。

- (5) 法定代理人が開示請求をした後、当該開示請求に対する決定を行う前に法定代理人としての資格を喪失した場合には、開示請求は却下され、また、開示請求に対する決定をした後、開示を受けるまでの間に法定代理人としての資格を喪失した場合には、法定代理人であった者には開示することはできないこととなる。

3 第3項関係

- (1) 死者の個人情報に関して、死者は開示請求の主体となり得ないが、死者に関する情報が不適正に取り扱われた場合、その遺族の権利利益が侵害されるおそれがあることや遺族が死者の個人情報を知ることに正当な利益を有する場合があることから、本項は、遺族のうち縁故関係が特に深く一定

の地位にあると認められる者に対し、死者を本人とする個人情報の開示請求をすることを認めるものである。

- (2) 「前2項の規定にかかわらず」とは、死者の個人情報に関して、当該個人情報の本人以外の者である遺族に対し、例外的に独自の請求権を認めることをいう。
- (3) 「その他同居の親族」とは、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の6親等内の血族又は3親等内の姻族であって、個人情報の本人である死者とその生前同じ住居において生活を共にしていた者をいう。
- (4) 個人情報の本人である死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族（以下「遺族」という。）である限り、当該死者を本人とする個人情報に対する開示請求権はすべての者に認められ、その権限は各人平等に取り扱われるものである。したがって、遺族間で争いがあるような場合であっても、当該死者と遺族との関係から請求権そのものが制限されることはない。
- (5) 遺族に死者の個人情報を開示することにより、当該情報の本人である死者の名誉その他の正当な利益を損なうおそれがある場合には、第12条第3号の規定により非開示となることがある。

（指定管理者の指定に伴う措置）

第12条の2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に係る協定において、指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

（指定管理者等の義務）

第12条の3 前条の指定管理者は、同条の公の施設の管理の業務に関し保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（委託に伴う措置）

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

（受託者等の義務）

第13条の2 前条の委託を受けたものは、当該委託を受けた事務に関し保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 開示

（開示請求権）

第14条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求をすることができる。

2 次に掲げる者（以下「遺族」という。）は、実施機関に対し、行政文書に記録されている死者を本人とする個人情報の開示の請求をすることができる。

(1) 当該死者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子

(2) 前号に掲げる者がいない場合にあっては、当該死者の父母

(3) 前2号に掲げる者がいない場合にあっては、当該死者の孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前2項の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 遺族又は法定代理人が開示請求をする場合にあっては、開示請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

(3) 行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人若しくはその遺族又はこれらの法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

第3節 開示、訂正及び利用停止

第16条（開示請求権）

第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

【趣旨】

本条は、自己情報（自己を本人とする保有個人情報）の開示を求める権利を創設するとともに、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わってその保有個人情報の開示を請求することができることを定めるものである。

【解釈】

1 第1項 [本人による開示請求]

(1) 「何人も」とは、日本国民のほか、外国人を含むすべての自然人をいう。

(2) 「自己を本人とする保有個人情報」とは、実施機関が保有する公文書に記録された個人情報で、当該保有個人情報から請求者を識別することができ、又は他の情報と照合することにより請求者を識別することができるものをいう。

帳票等が自己の氏名、住所、識別番号等によって検索できるようになっている場合はもとより、自己の氏名等によって検索できない帳票等であっても、その中に自己を識別できる個人情報が記録されている部分があれば、当該部分が「自己情報」となる。

他人の自己に関する発言（評価、診断）も「自己情報」となり、また、加害者と被害者の個人情報が記録されている事故状況報告書など、自己自身の情報と自己以外の者の情報とが合一して自己についての個人情報を形成している場合は、当該自己以外のものの情報も含めて、「自己情報」となる。

(3) 開示請求をすることができる情報は、「自己情報」のみであり、たとえ配偶者や他の家族等の保有個人情報であっても、自己以外の者の保有個人情報については開示請求をすることはできない。

(4) 公文書中にたまたま存在し集約できない保有個人情報等、登録簿作成義務規定（第15条第1項）の対象とならない保有個人情報や当該義務規定の適用を除外されている個人情報取扱事務（同条第3項及び第4項）に係る保有個人情報であっても、実施機関が現に保有している公文書に記録されたものであれば、開示請求の対象となる。

(5) 死者に係る保有個人情報は原則として開示請求の対象とならない。ただし、死者である被相続人から相続した財産や不法行為による損害賠償請求権等に関する情報など、死者に係る保有個人情報であると同時に遺族自身の保有個人情報でもありと考えられる場合には、遺族自身を本人とする保有個人情報として、開示請求を認めるものとする。